全L協保安·業務G7第153号 令和7年11月5日

正 会 員 各位

(一社)全国 L P ガス協会

液化石油ガス販売事業登録の取消しについて(お知らせ)

標記の件につきまして、北海道渡島総合振興局は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、「液石法」)に基づき、別添の液化石油ガス販売事業者に対して登録の取消し処分を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、法令遵守と保安業務の確実な実施について、改めてご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

【処分の概要】

液石法第29条に規定される経済産業省令で定める保安業務の区分のうち、容器交換時等供給設備点検を適切に実施していなかったことによるものです。

これは、液石法第27条第1項第1号及び第3項に違反するものであり、また、今後の点検実施の見込みもないことから、液石法第26条第3号に該当したため、登録の取消しとなりました。

北海道渡島総合振興局HP

https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/235770.html



以上

発信手段:Eメール

担当:保安・業務グループ 瀬谷、國坂

北海道渡島総合振興局告示第 109 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) (以下「液石法」という。)第26条第3号の規定により、液化石油ガス販売事業者の 登録を取り消す処分をした。

令和7年9月22日

北海道渡島総合振興局長

- 1 処分年月日令和7年9月30日
- 2 処分を受けた液化石油ガス販売事業者
 - (1) 名称及び所在地佐藤商店 北海道函館市浜町185番地
 - (2) 代表者の氏名佐藤 孝志
 - (3) 登録番号 平成9年4月1日 第01C2029号
- 3 処分の内容 液化石油ガス販売事業者の登録の取消
- 4 処分の原因となる事実

佐藤商店の代表者である佐藤孝志が、液石法第29条に規定する経済産業省令で定める保安業務の区分のうち容器交換時等供給設備点検を行なっておらず、このことは液石法第27条第1項第1号及び第3項に違反しており今後の点検の見込みもないため、液石法第26条第3号に該当する。